

# 特則に係る手続のイメージ

訴状提出

裁判所からの提案による移行

特則に係る手続によることの申立て

特則に係る手続によること  
の意思確認

裁判所が相当と認め、  
当事者双方に異議がないとき

被告の同意があり、  
裁判所が相当と認めるとき

特則に係る手続による旨の決定

不同意  
又は  
裁判所が  
不相当と判断

**特則に係る手続による争点整理**

(主張書面の提出や証拠の申出を全て電子的に行うことを前提に)

- ・期日の回数や期間の制限
- ・主張・証拠方法等の制限

紛争解決の実効性を担保しつつ、紛争を迅速に解決し、解決に要する時間の予測可能性を確保

通常手続

職権移行

和解

証拠調べ  
判決又は決定

控訴

又は

異議申立て